

◇◇ 目 次 ◇◇

学科編

第 1 章 過去問題 2020年 9 月実施分

(1) 障害者への対応	5
(2) 顧客本位の業務運営の実態の分析・確認	7
(3) 外国人（非居住者）の預金口座の開設	8
(4) 未成年者との金融商品取引	9
(5) 個人情報保護法	10
(6) 預金者保護法	11
(7) 外貨預金と契約締結前交付書面	13
(8) 説明義務違反に係る損害賠償	14
(9) 消費者契約法上の契約の取消し	15
(10) 預金保険制度	16
(11) 景気動向指数（CI・DI）	18
(12) シャープ・レシオ、インフォメーション・レシオ	20
(13) 債券のデュレーション	21
(14) ポートフォリオ理論	22
(15) でんさい	23
(16) 財形年金	24
(17) 個人向け国債	25
(18) 保険の特約	26
(19) 地震保険	27
(20) 住宅借入金等特別控除	28
(21) 寡婦年金	29
(22) 確定拠出年金の個人型年金（iDeCo）	30
(23) 高年齢雇用継続基本給付金	31
(24) 外貨預金の為替予約と税金	32
(25) 退職金と税金の計算	33
(26) 高齢顧客へ金融商品の勧誘・販売を行う際の対応	34
(27) 各種係数に関する計算	36
(28) 任意後見制度	37
(29) 特定投資家制度	38

(30) 金融機関窓口における個人番号・法人番号の取扱い	39
(31) 反社会的勢力への対応等	40
(32) 振り込め詐欺救済法	41
(33) 金融サービス提供法上の重要事項の説明義務	42
(34) 保険契約と意向確認書面	43
(35) 不当景品類及び不当表示防止法	44
(36) 投資者保護基金	45
(37) 世界の景気動向	46
(38) 日銀短観	47
(39) 株価指数等	48
(40) 投資信託	49
(41) J-REIT（不動産投資信託）	50
(42) 個人年金保険	51
(43) 各種損害保険	52
(44) 遺言信託	53
(45) 教育一般貸付の手続等	54
(46) 相続の承認と放棄	55
(47) 国民年金の被保険者	56
(48) 国民年金基金	57
(49) 各種公的年金と税金	58
(50) 確定申告	59

第2章 過去問題 2021年9月実施分

(1) 成年後見人・成年被後見人との金融取引	63
(2) 障害者等に配慮した金融サービスの提供	64
(3) マネロン・テロ資金供与に係る顧客管理	65
(4) 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認	66
(5) ライフプランの作成に活用する各種係数	67
(6) 金融商品取引法上の適合性の原則	68
(7) 金融サービス提供法上の重要事項の説明義務	69
(8) 預金保険制度の保険事故時の保護範囲	70
(9) 高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドラインの概要	71
(10) コールレートの概要と特徴	72
(11) 為替相場に係る計算	73
(12) 株価の投資指標（配当利回り、PER、PBR）	74
(13) 株価指標（日経平均、TOPIX）	76

(14) 外貨預金と契約締結前交付書面	77
(15) 勤労者財産形成貯蓄制度	78
(16) 地方債	79
(17) 個人年金保険の一般的な特徴	80
(18) 地震保険の概要と商品内容	81
(19) 確定拠出年金の個人型年金 (iDeCo)	82
(20) 障害年金制度	83
(21) ねんきん定期便	84
(22) 健康保険の任意継続被保険者	85
(23) 一般NISA勘定の概要	86
(24) 退職金と税金	87
(25) 個人年金保険料控除の要件	88
(26) 投資信託の基準価額	89
(27) 疑わしい取引の届出が必要な場合	90
(28) 入管法等関連法令を踏まえた外国籍の者との取引における 留意点	91
(29) 金融機関の守秘義務	93
(30) 振り込め詐欺救済法	94
(31) 職場におけるセクハラ・パワハラ	96
(32) 投資信託の目論見書	97
(33) 特定投資家と金融商品取引法	98
(34) 消費者契約法と金融取引	99
(35) 景品表示法と金融取引	100
(36) 受益証券等の乗換え勧誘に係る留意点	101
(37) 投資者保護基金と補償対象、範囲	102
(38) 日本銀行のマイナス金利政策の概要、効果、影響	103
(39) 景気動向指数および物価指数	104
(40) シャープ・レシオの計算	105
(41) 一般的な金利リスク	106
(42) 各種預金商品の一般的な特徴	107
(43) 債券価格の一般的なプラス（価格の上昇）要因	108
(44) 利付債券の利回り計算	109
(45) フラット35の内容・特徴	111
(46) 住宅取得等資金の贈与の特例	112
(47) 銀行窓口における預金の相続手続	113
(48) 公正証書遺言	114

(49) 老齢基礎年金の受給資格等	115
(50) 上場株式等の配当金課税	116

第3章 過去問題 2022年9月実施分

(1) 投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI	119
(2) 犯罪収益移転防止法（法人）	120
(3) 個人情報保護法	122
(4) 育児・介護休業法	123
(5) 金融ADR（生命保険に係る指定紛争解決機関）	124
(6) 休眠預金等活用法	125
(7) 預金者保護法	126
(8) 世界の株価指数	127
(9) 景気動向指数	128
(10) 株価の投資指標（PER、PBR、ROE）	129
(11) 債券のデュレーション	131
(12) 投資信託の運用手法	132
(13) 東証市場の再編	133
(14) 障害者等のマル優	134
(15) 手形・小切手の不渡	135
(16) J-REIT（上場不動産投資信託）	136
(17) 個人向け国債	137
(18) 地震保険における保険金の支払割合	138
(19) 遺言執行者	139
(20) 遺産分割前に預貯金の払戻しを認める制度	140
(21) 遺族基礎年金・寡婦年金	141
(22) 国民年金保険料の免除制度	142
(23) 雇用保険の高年齢雇用継続給付	143
(24) 退職所得控除額および退職所得の金額の計算	144
(25) 公的年金等に係る税金および確定申告	145
(26) 高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン	146
(27) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する ガイドライン	148
(28) ライフプランニングに係る各種係数	149
(29) 成年後見制度、任意後見制度	150
(30) 生命保険契約における告知	151
(31) 投資信託等の乗換え勧誘時の説明義務に関するガイドライン	152

(32) 金融機関の窓口における保険募集時の留意点	153
(33) 金融商品取引法上の禁止規定	154
(34) 契約締結前交付書面の交付を要しない場合	156
(35) インサイダー取引	157
(36) 生命保険会社の健全性・収益性に関する指標、 生命保険契約者保護機構	158
(37) 世界の経済動向	159
(38) 日本銀行の金融政策	160
(39) オプション取引の特徴	162
(40) 金融商品に係る各種リスク	163
(41) 外貨定期預金の損益分岐点	164
(42) 固定利付債券の利回り計算	165
(43) 各種生命保険の一般的な商品性	166
(44) 生命保険に付加する特約の一般的な商品性	167
(45) 相続税の申告および納付	168
(46) 国民年金基金および国民年金の付加保険料	169
(47) 老齢厚生年金・在職老齢年金	170
(48) 公的介護保険制度	171
(49) 特定口座（源泉徴収あり）	172
(50) 所得税の所得控除	173

実技編

第1章 過去問題 2020年9月実施分	177
第2章 過去問題 2021年9月実施分	205
第3章 過去問題 2022年9月実施分	241
金融窓口サービス技能検定1級の概要（2023年6月時点）	277

学 科 編

第 3 章

過去問題

2022年9月実施分

解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2022年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
2. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
 - ・育児・介護休業法＝育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
 - ・休眠預金等活用法＝民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律
 - ・障害者等のマル優＝障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度
 - ・日本証券業協会「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」＝高齢顧客への勧誘による販売に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）
 - ・犯罪収益移転防止法＝犯罪による収益の移転防止に関する法律
 - ・預金者保護法＝偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律
3. 問題文中の「金融商品取引法上」という表現は、同法のほか、関連する政令・内閣府令等を含みます。他の法律についても同様です。
4. 問題文中の「金融機関」とは、「銀行」および「協同組織金融機関」を指し、金融商品取引法上の「登録金融機関」となっているものとします。
5. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法上の「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第1問】 次の各文章（(1) から (25) まで）の（ ） 内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。 [25問]

(1) 金融庁は金融事業者に対して「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定・公表し、あわせて金融事業者の取組みの見える化を促進する観点から、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価するための評価指標（(ア)）を取組方針等に盛り込むことを求めている。特に投資信託の販売会社に対しては、自主的に設定・公表する(イ)に加えて、他の事業者と比較可能な共通(ウ)と考えられる①運用損益別顧客比率、②投資信託預り残高上位（(1)）銘柄のコスト・リターン、③投資信託預り残高上位(2)銘柄の（(3)）の3つの指標について、共通の定義により公表することを求めている。

- | | | |
|-----------|-------|-------------|
| 1. (ア)KPI | (イ)15 | (ウ)リスクヘッジ |
| 2. (ア)KGI | (イ)15 | (ウ)リスク・リターン |
| 3. (ア)KGI | (イ)20 | (ウ)リスクヘッジ |
| 4. (ア)KPI | (イ)20 | (ウ)リスク・リターン |

解説 投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI

金融庁は金融事業者に対して「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定・公表し、あわせて金融事業者の取組みの見える化を促進する観点から、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価するための評価指標（KPI）を取組方針等に盛り込むことを求めている。特に投資信託の販売会社に対しては、自主的に設定・公表する（KPI）に加えて、他の事業者と比較可能な共通（KPI）と考えられる①運用損益別顧客比率、②投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン、③投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターンの3つの指標について、共通の定義により公表することを求めている（金融庁「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIについて」）。

【正解】 4

(33) 金融商品取引法上の禁止規定に関する次の㉗～㉚の記述のうち、適切なものはいくつあるか。なお、本問における「顧客」は、一般投資家とする。

- ㉗ 金融商品取引業者等は、金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的に照らして、不相当と認められる勧誘を行ってはならない。
- ㉘ 顧客からの要求により金融商品取引に係る損失補填が行われた場合、損失補填を行った金融商品取引業者等だけでなく、当該顧客も刑事罰の対象となる。
- ㉙ 金融商品取引業者等が国債を販売する際に、自社作成のものではなく財務省作成の個人向け国債に係るポスター等を利用する場合であっても、販売を行う当該金融商品取引業者等には広告等の規制が適用される。
- ㉚ 金融商品取引業者等は、勧誘を要請していない個人顧客に対し、訪問または電話によって店頭デリバティブ取引の勧誘を行ってはならない。

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. 4つ

解説 金融商品取引法上の禁止規定

- ㉗. 適切である（金融商品取引法40条1号）。
- ㉘. 適切である。顧客が損失補填等の禁止（金融商品取引法39条2項）に違反した場合、顧客も刑事罰の対象となる（同法200条14号）。
- ㉙. 適切である。広告等の規制（金融商品取引法37条）は、金融商品取引業者等が行う広告等に適用されるものであり、金融商品取引業者等以外の者が行うものには適用されない。ただし、作成名義が金融商品取引業者等ではない場合でも、実質的に金融商品取引業者等が国債を販売するにあたって財務省作成の個人向け国債に係るポスター等を利用する場合には、販売を行う当該金融商品取引業者等に広告等の規制が課されることになる。設問の事例では、広告等の規制が課される（金融庁2007年7月31日発表「金融商品取引法

制に関する政令案・内閣府令等」に関するパブリックコメントの結果等についての「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」235頁～236頁〔No.54〕〔No.55〕。

- ⑤. 適切である。店頭金融先物取引および個人を相手方とする店頭デリバティブ取引について、勧誘の要請を行っていない顧客に対して、訪問または電話をかけて当該取引の契約を勧誘する行為は禁止されている（金融商品取引法38条4号、同法施行令16条の4第1項2号）。したがって、適切なものは4つである。

【正解】 4

実 技 編

第 3 章

過去問題

2022年9月実施分

解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2022年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
2. 問題文中の制度名等については、以下のような略称を用いています。
 - ・一般NISA = 非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置
 - ・教育資金の一括贈与の非課税措置 = 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
 - ・つみたてNISA = 非課税累積投資契約に係る非課税措置
 - ・NISA = 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置
3. 問題は、【第1問】から【第4問】まであります。
4. 各問の問題番号は通し番号となっており、《問1》から《問16》までとなっています。
5. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
6. 解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。
7. 問題文中の「キンザイ銀行」は、外国銀行支店ではなく、金融商品取引法上の「登録金融機関」の登録を受けているものとします。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

2022年9月、キンザイ銀行緑町支店の相談業務窓口にて、預金窓口担当者から「当行で預金口座をお持ちのAさまが、ご家族への生前贈与やご自身の相続について相談したいとのことです」という案内があり、相談業務担当者Mが対応することとなった。

〈Aの属性・家族の情報など〉

- A : 72歳、年金受給者。妻Bと同居し、生計を一にしている。
 妻B : 69歳、専業主婦（年金受給者）
 長女C : 40歳、会社員。孫D・孫Eと暮らしている。
 孫D : 15歳、高校生。長女Cの子。
 孫E : 10歳、小学生。長女Cの子。

〈Aの贈与・相続に関する意向〉

- ・昨年、長女Cは配偶者と離婚し、賃貸マンションで孫Dおよび孫Eと暮らしている。Aは長女C、孫Dおよび孫Eの生活資金について援助したいと考えており、生前贈与を検討している。
- ・自身の相続の際に妻Bや長女Cが困らないように、相続に係る税金について把握しておきたい。

〈Aが所有する主な財産（相続税評価額）〉

1. 現預金 : 5,500万円
2. 国債 : 300万円
3. 上場株式 : 1,000万円
4. 自宅
 - 敷地（400m²） : 8,000万円
 - 建物 : 1,500万円

※自宅の敷地は、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額である。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mは、Aに、暦年贈与および相続時精算課税制度について説明した。

Mの説明に関する下記の文章の(1)～(4)のうち、内容が適切なものには○印を、不適切なものには×印を、解答用紙に記入し、×印を記入したものについては、その理由を具体的に記述しなさい。

- (1) Aさまから暦年贈与により贈与を受けた孫Dさまが、その年の1月1日において18歳未満である場合、当該贈与財産に係る贈与税額の計算には、一般贈与財産の税率ではなく、特例贈与財産の税率が適用されます。
- (2) Aさまから贈与を受けた長女Cさまが、初めて相続時精算課税を選択する場合、原則として、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に納税地の所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。
- (3) Aさまから贈与を受けた長女Cさまが、相続時精算課税を選択する場合、累計で2,500万円までの贈与について贈与税は課されず、2,500万円を超えた部分について、一律10.21%の税率により贈与税が課されます。
- (4) 長女CさまがAさまからの贈与について相続時精算課税を選択した後に、Aさまの相続が開始した場合、相続財産の価額にAさまから贈与を受けた財産の価額を加算して計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して、納付すべき相続税額を計算します。

《問2》 Mは、Aに、教育資金の一括贈与の非課税措置について説明した。Mの説明に関する下記の文章の空欄㉗～㉙に入る数字を、解答用紙に記入しなさい。

孫Eさまが、2022年中にAさまから教育資金の贈与を受けて、教育資金の一括贈与の非課税措置の適用を受けた場合、最高（ ㉗ ）万円まで贈与税が非課税となります。

ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については、（ ㉘ ）万円までが非課税となります。Aさまが拠出した教育資金は、金融機関等に開設された教育資金口座等で保管され、教育資金口座等から払出しを行った場合や教育資金の支払を行う場合、支払に充てた金銭に係る領収書などの当該支払の事実を証する書類等を所定の提出期限までに金融機関等に提出する必要があります。

教育資金口座等に係る契約は、孫Eさまが学校等に在学している場合または孫Eさまが亡くなるなど他の終了事由が生じた場合を除き、原則として、孫Eさまが（ ㉙ ）歳に達した日に終了し、終了時に教育資金管理契約に係る非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額がある場合、当該残額は孫Eさまの贈与税の課税価格に算入されます。また、教育資金管理契約期間中にAさまが亡くなったときに管理残額がある場合、Aさまの死亡日において孫Eさまが（ ㉚ ）歳未満である等の一定の場合を除き、当該管理残額は相続税の課税の対象となり、相続等により取得したものとみなされる管理残額に対応する相続税額は、相続税額の（ ㉛ ）割加算の対象となります。

《問3》 Mは、Aから、Aが死亡した場合に係る相続税および相続税評価額について質問を受けた。Mの説明に関する下記の文章の空欄㉑～㉕に入る語句等を、解答用紙に記入しなさい。

1. 妻BさまがAさまの相続開始前（ ㉑ ）年以内に、Aさまから暦年課税に係る贈与により財産を取得した場合、原則として、相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与時の価額が加算されます。
2. 金融商品取引所に上場している株式は、原則として、相続開始日の最終価格、相続開始日の属する月の日々の最終価格の月平均額、相続開始日の属する月の前月の日々の最終価格の月平均額、または相続開始日の属する月の前々月の日々の最終価格の月平均額のうち最も（ ㉒ ）価格を相続税評価額とします。
3. 妻Bさまが自宅の敷地と建物を相続し、自宅の敷地について限度面積まで「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けた場合、自宅の敷地について、相続税の課税価格に算入すべき価額は（ ㉓ ）万円となります。
4. 「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けた場合、妻Bさまが相続または遺贈により取得した財産の額が、妻Bさまの法定相続分相当額と（ ㉔ ）万円とのいずれか多い金額までであれば、妻Bさまが納付すべき相続税額は算出されません。

解答例・解説**《問1》****〔解答〕**

- (1) ×：特例贈与財産の税率ではなく、一般贈与財産の税率が適用される。
 (2) ○
 (3) ×：一律20%の税率により贈与税が課される。
 (4) ○

〔解説〕 暦年贈与および相続時精算課税制度

- (1) 不適切である。2022年4月1日以降の贈与について、贈与により財産を取得した者（贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者に限る）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産に係る贈与税の計算には、特例贈与財産の税率が適用され、それ以外の場合は一般贈与財産の税率が適用される。
 (2) 適切である（相続税法21条の9、同法28条1項、同法施行令5条1項）。
 (3) 不適切である（相続税法21条の13）。
 (4) 適切である。

《問2》**〔解答〕**

- ㉗. 1,500 ㉘. 500 ㉙. 30 ㉚. 23 ㉛. 2

〔解説〕 教育資金の一括贈与の非課税措置

- ㉗. 教育資金の一括贈与の非課税措置とは、直系尊属から子・孫に対して教育資金の贈与を行う際に、一定の要件を満たす場合、受贈者1人につき1,500万円までは贈与税が非課税となる制度である（租税特別措置法70条の2の2）。
 ㉘. 教育資金のうち、学校等以外に直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの（学習塾、スポーツ教室、文化芸術に関する活動に係る指導への対価など）は、500万円までが非課税の対象となる。
 ㉙. 教育資金口座等に係る契約は、「受贈者の死亡」や「口座残高が零（ゼロ）になり、かつ、その口座に係る契約を終了させる合意があった場合」等の他の終了事由が発生した場合を除いて、原則として、受贈者が30歳に達した日に終了するが、その受贈者が30歳に達した日において学校等に在学している場合または教育訓練を受けている場合かつ、これらの場合に該当することについて金融機関等の営業所等に届け出た場合はこの限りではない（租税特別

1級金融窓口サービス技能士学科・実技 過去問題解説集（2020～2022年度実施分）

2023年7月6日 第1刷発行

編 著 一般社団法人金融財政事情研究会
教育研修事業部
発行者 加藤一浩
印 刷 株式会社太平印刷社

〒160-8519 東京都新宿区南元町19
発 行 所 一般社団法人金融財政事情研究会
編集部 TEL 03(3355)2351 FAX 03(3226)7907
販売受付 TEL 03(3358)2891 FAX 03(3358)0037
URL <https://www.kinzai.jp/>

本書の内容に関するお問合せは、書籍名および連絡先を明記のうえ、編集部宛てにファクシミリでお願いします（電話での問合せにはお答えしかねます）。また、本書に訂正等がある場合には下記に掲載いたします。

<https://www.kinzai.jp/seigo/>

© 2023 KINZAI

- ・ 本書の内容の一部あるいは全部を無断で、複製・複製・転載および磁気または光記録媒体、コンピュータネットワーク上等へ入力することは、法律で認められた場合を除き著作者および出版社の権利の侵害となります。
- ・ 落丁・乱丁はお取替します。 ISBN978-4-322-14268-6